

「犯罪被害者等基本計画案（骨子）（案）」の意見及び質問の提出について

下記のとおり意見及び質問を提出する。

記

1 意見

次のとおり修文されたい。

- (1) 「第3 刑事手続への関与拡充への取組」の「1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）」(12)のうちイについて(24頁)

（修文案）

イ 警察庁において、一定の犯罪被害者等に対し「被害者の手引」を配布・説明する制度及び「被害者連絡制度」の改善策について、犯罪被害者等の要望を踏まえた検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【警察庁】(再掲・第11条関係)

【理由】

基本法第18条に係る施策には、「刑事司法手続に関する情報提供の充実」が含まれるところ、「被害者の手引」の配布・説明もこれに関する施策であり、確実な配布等を望む被害者の要望もあること、また、(再掲・第11条関係)とは「犯罪被害者等基本計画骨子案(5)」(平成17年7月27日付け)9頁の(27)の施策を指すものと思料されることから、記述の整合性をとるため。

- (2) 「第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」の「1 国民の理解の増進（基本法20条関係）」(12)のうち

「ア 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進」(31頁)
について

（修文案）

ア 警察庁において、交通事故の被害者や遺族等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し交通安全講習会で配付することや、交通安全の集い等における被害者の講演を実施し、交通事故の被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する国民の理解増進に努める。【警察庁】

【理由】

手記の取りまとめや各種講習会の開催等の具体的な施策は各都道府県警察による施策であるため。

- (3) 「第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組み」の「1 国民の理解の増進（基本法20条関係）」のうち

「(17) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施」(32頁)

について

(修正案)

警察において、被害者が特定されないよう工夫した上で、~~ミニ広報紙等により~~ウェブサイト上等に性犯罪を含め身近な犯罪の発生状況を掲載するなどにより、都道府県警察が地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となりうるような情報提供に努める。【警察庁】

【理由】

ウェブサイト上で情報提供を行う場合は、より被害者が特定されない方法により行っており、そのような方法による情報提供を例示とすることが、より適切であると考えられるため。

- (4) 「第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」の「1 国民の理解の増進（基本法20条関係）」のうち

「(18) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表」(32頁)

について

(修正案)

警察において、国民に交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図れるよう、事故類型や年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その~~全容実態等~~についての周知を図る。【警察庁】

【理由】

項目と内容の平仄を合わせるため。

- (5) 「第6 基本法第11条から第23条までのいずれか単一の条文に整理することが困難であり、各重点課題との関係について、更に検討をようするものとされたもの」のうち、

「(1) 交通事故捜査の体制強化等」(33頁)

について

(修文案)

~~警察において、各都道府県警察の交通事故捜査を担当する課に事故捜査指導官を設置し、原因の究明が困難な交通事故について警察署に対する実地指導に当たらせるなど、警察本部による事故捜査体制の強化を図るとともに、科学的捜査を推進するため、交通事故捜査員に対する各種捜査研修を実施するなど、一層の交通事故捜査の充実に努める。【警察庁】~~

【理由】

事故捜査指揮官の設置等については、現に実施している施策であり、より適切な表現にするため。

- (6) 「第6 基本法第11条から第23条までのいずれか単一の条文に整理することが困難であり、各重点課題との関係について、更に検討をようするものとされたもの」のうち、

「(2) 交通事故自動記録装置の整備」(33頁)

について

(修文案)

警察庁において、交通事故多発交差点への交通事故自動記録装置の整備に努める。【警察庁】

【理由】

現在、交通事故自動記録装置については、警察庁における都道府県警察費補助金の対象であり、各都道府県警察が主体となり設置しているため。

2 質問

「第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組」の「2 安全の確保(基本法第15条関係)」中(4)、(7)で

「DV」を「配偶者等からの暴力(DV)」(17頁)

と修文されているが、ここに示された

「配偶者等」の「等」

の意味について教示されたい。

【理由】

本施策を実施するうえで、具体的にどのような者からの暴力なのかを明確にする必要があるため。